

ISRE 2410（改訂）「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」の公開草案

回答フォーム

回答者のためのガイド

コメントは **2026 年 9 月 3 日**までにご提出ください。なお、本改訂基準案の最終化に向けたスケジュールを鑑み、提出期限の延長要請には対応できません。

本フォームは、国際レビュー業務基準™（ISRE）2410（改訂）「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」の公開草案（ED-2410）に対して、ED-2410 の説明文書（EM）に記載された質問に対するコメントを提出するためのものです。また、回答者の詳細、属性、その他のコメントを記載することもできます。本フォームを利用することで、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は回答の分析を円滑に行うことができます。

回答者は、全ての質問に回答することも、特定のコメントがある質問にのみ回答することもできます。

回答の検討及び分析に資するため、以下の点にご留意ください。

- 各質問について、各質問の下にあるドロップダウンメニューから全般的な回答を示してください。続いてその下に詳細なコメントを記入してください。
- コメントを記入する際には、質問に直接回答するとともに、以下の点に留意してください。
 - 回答の根拠を記入してください。ED-2410 の提案に同意しない場合には、同意しない具体的な理由に加えて、要求事項、適用指針又は付録に必要だと考える修正案（具体的な文言を含む。）を記入してください。IAASB の提案に対する支持は明示されない限り必ずしも推測することはできないため、IAASB がこれを把握できるように、提案に同意する場合にはその旨を明示してください。
 - 回答が関係する ED-2410 のセクション、見出し又は項番号を具体的に示してください。
 - 回答に表やテキストボックスを挿入しないでください。

主な問題点を要約した添え状を添付する必要はありません。回答フォームは、公開記録として残すことを希望するその他の見解を記入することができます（任意）。回答は全て公式記録として扱われ、最終的に IAASB のウェブサイト上に掲載される予定です。

記入済みフォームは、[ISRE 2410（改訂）の公開草案のウェブページ](#)にある「Submit Comment（コメントの送信）」ボタンからアップロードしてください。

ED-2410「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」の説明文書における IAASB のコメント募集に対する回答

パート A：回答者の情報及び属性情報

組織名（個人で提出する場合は氏名）	
回答提出責任者の氏名（上記と同じ場合は空欄可）	
回答に関する担当者の氏名（複数可）（上記と同じ場合は空欄可）	
連絡先（メールアドレス）	
回答者の状況を最も適切に表す地理的区分（ED-2410 に対する意見を提供する観点での地理的区分）。最も適切な選択肢の一つを選択してください。	クリックしてドロップダウンメニューから選択 「その他」を選択した場合には、具体的に記入してください。
回答者が属するステークホルダー・グループ（ED-2410 に対する意見を提供する観点でのグループ）。最も適切な選択肢の一つを選択してください。	クリックしてドロップダウンメニューから選択 「その他」を選択した場合には、詳細を記入してください。
回答者が希望する場合には、回答者の組織（又は該当する場合には回答者個人）に関する情報を記入できます。	

回答者が希望する場合には、回答に関する全般的な見解や追加の背景情報を記入できます。この項目は任意です。IAASB は、回答者の見解を全て各質問のコメント欄に記入することを推奨しています（パート B の設問 16 では、ED-2410 に関するその他の事項を提起することができます）。

パート B の質問への回答に含まれていない情報がある場合：

こちらをクリックして入力してください。

パート B : ED-2410 の説明文書における質問に対する回答

各質問について、質問の下にあるドロップダウンリストの項目から一つを選択し、全般的な回答を記入してください。また、詳細コメントがある場合には、その下に記入してください。

全体的な影響

1. 基準設定の質的特徴及びプロジェクト・プロポーザルにおける基準設定上の対応を踏まえ、ED-2410 は**公共の利益に資する**という点について同意しますか。
(説明文書セクション I-A 及び付録参照)

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

2. ED-2410 は、期中レビュー業務における限定的保証の結論を表明するために必要な作業と、特定の領域（継続企業の前提、不正及び違法行為等）における公共の利益の観点から求められるより強固な要求事項との間で、**適切な均衡**を図っているという点について、同意しますか。提案されている基準を適用した場合の**影響及び効果**に関するご意見も記入してください。

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

職業的専門家としての懐疑心及び判断

3. ED-2410 は、職業的専門家としての懐疑心及び判断という基本概念、並びに期中レビュー業務全体を通してこれらの概念を適用することの重要性について、適切に対処していると思いますか。適切に対処していない場合、追加的にどのような対応が必要ですか。
(説明文書セクション I-B 第 22 項(a) 参照)

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

期中レビュー業務の基本原則

4. ED-2410 の「はじめに」のセクションは、期中レビュー業務の性質及び目的並びに財務諸表監査との相違について明確に記述し、期中レビュー業務の目的を達成するために必要な作業の基礎となる背景を提供していますか。

(説明文書セクション I-B 参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

5. ED-2410 は、監査人が実施する手続は主として質問及び分析的手続であるが、期中レビュー業務の総括的な目的を達成するために実施される**全ての手続**が「レビュー手続」であることを十分に明確にしていますか。もし明確でない場合、より明確にするためにどのような提案をしますか。

(説明文書セクション I-F 第 44 項から第 47 項参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

ED-2410 に準拠した期中レビュー業務へのアプローチ

6. 継続的に実施される業務において、監査人はその企業に対する過年度の監査又は期中レビュー業務を通して得られた知識や理解を活用するという点が、十分明確に示されていますか。もしそうでない場合、より明確にするためにどのような提案をしますか。

(説明文書セクション I-B 及びセクション I-F 第 44 項から第 52 項参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

7. 被監査会社に対して最初に実施する業務が期中財務情報のレビューである場合に適用される考慮事項について同意しますか。同意しない場合、初回の期中レビュー業務に関連して追加すべき考慮事項について、どのような提案をしますか。

(説明文書セクション I-F 第 48 項から第 52 項参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

重要性

8. 期中レビュー業務において監査人に重要性を判断することを求める要求事項及び、適用される関連原則について記した適用指針に同意しますか。同意しない場合、どのような提案をしますか。
- (説明文書セクション I-F 第 41 項から第 43 項参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

グループ期中レビュー業務

9. 全体として、ED-2410 はグループの期中財務情報のレビューに適用できると思いますか。そう思わない場合には、その理由を説明し、必要と考えられる追加の要求事項や適用指針について提案してください。
- (説明文書セクション I-F 第 37 項から第 40 項参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

10. グループ期中レビュー業務に関する具体的な考慮事項を扱う ED-2410 の要求事項は適切ですか。そう思わない場合には、その理由を説明し、必要と考えられる追加の要求事項や適用指針について提案してください。
- (説明文書セクション I-F 第 37 項から第 40 項参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

不正及び法令違反

11. 期中レビュー業務は企業の年度財務諸表の監査人によって実施され、その監査人が年度の財務諸表監査業務の文脈において不正及び法令違反に関する責任を有していることを踏まえると、不正及び法令違反に関する要求事項は、期中レビュー業務の状況に照らして適切かつ期中レビュー業務の状況に見合うものであるという点に同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、期中レビュー業務における、不正及び法令違反に対する監査人のアプローチについて提案してください。

(説明文書セクション I-F 第 54 項から第 56 項参照)

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

継続企業の前提

以下の設問 12 及び 13 は、期中レビュー業務における継続企業の前提に関する監査人の作業と、期中レビュー報告書における継続企業の前提に関する透明性の両方を対象としています。

12. 期中レビュー業務は企業の年度の財務諸表の監査人によって実施され、その監査人が年度の財務諸表監査業務の文脈において継続企業の前提に関する責任を有していることを踏まえると、継続企業の前提に関する作業についての要求事項は、期中レビュー業務の状況に対して適切かつ期中レビュー業務の状況に見合うものであるという点に同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、期中レビュー業務における、継続企業の前提に関する監査人の責任について、ED-2410 がどのように扱うべきか提案してください。

(説明文書セクション I-F 第 57 項から第 61 項参照)

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

13. 監査人の期中レビュー報告書において、継続企業の前提に関する新しい独立した区分を導入するという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、期中レビュー報告書における継続企業の前提に関する透明性について、ED-2410 がどのように扱うべきか提案してください。

(説明文書セクション I-H 第 74 項から第 79 項参照)

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

特に以下の点についてご回答ください。

- (a) 継続企業の前提及び重要な不確実性の有無に関連し、限定的保証業務に適した表現による提案された要求事項について、同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、期中レビュー報告書において、それらの事項をどのような文言で記載すべきか提案してください。

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

- (b) ED-2410 の第 108 項から第 111 項の要求事項で扱われている状況は、実務で最も頻繁に発生するシナリオを捉えているという点について、同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、ED-2410 で扱うべきその他のシナリオを提案してください。

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

- (c) ED-2410 第 111 項の要求事項、すなわち、重要な不確実性には該当しない継続企業の前提に関する事項（「close call」の状況など）についての開示情報への言及を、当該事項が期中財務情報に対する利用者の理解にとって極めて重要であると監査人が職業的専門家としての判断の基づき認めた場合に限り、「強調事項」区分に準じた方法で期中レビュー報告書に含めることについて、同意しますか。同意しない場合には、その理由を説明し、そのような事項について ED-2410 がどのように扱うべきか提案してください。

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

監査人の期中レビュー報告書

一般事項

14. 監査人の期中レビュー報告書について、提案されている新しい構成について、同意しますか。特に、この新しい構成が財務諸表監査報告書の構成と整合していることや、報告書の想定利用者にとって、より分かりやすいものになっているのかどうかについて検討してください。同意しない場合には、想定利用者にとって期中レビュー報告書をより分かりやすくするための提案を含め、その理由を説明してください。

(説明文書セクション I-H 第 65 項から第 68 項参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

監査人の期中レビューの結論

15. 適用される財務報告の枠組みが ED-2410 第 13 項(b)で定義される「適正表示の枠組み」であるか「準拠性の枠組み」であるかによって、監査人の期中レビューの結論が異なるという ED-2410 のアプローチにより、実務的に何らかの影響が生じると予想しますか。潜在的な問題点、及び IAASB がそれらにどのように対処し得るかについての提案をできるだけ具体的に説明してください。

(説明文書セクション I-H 第 69 項から第 73 項参照)

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

その他の事項

16. ED-2410 に関して、他に提起したい事項はありますか。ある場合には、対象となる要求事項、適用指針又は付録の具体的な項番号を明示してください。また、その他の事項に関する見解を記入する場合には、各事項を明確に識別して区別できるよう、小見出しを使用してください。

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

翻訳

17. 多くの回答者が、最終基準を翻訳して各国や地域で導入することを想定している点を踏まえ、翻訳に関して気付いた課題又は問題点がありますか。

ある場合には、その内容を説明し、コメントの対象となる要求事項、適用指針、具体例又は付録の具体的な項番号を明示してください。

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

適用日

18. IAASB は、改訂基準の適用期間として、承認予定日から約 18 か月とすることが適切であると考えています。この期間は、提案基準の効果的な適用に十分であることに、同意しますか。同意しない場合、どの程度の期間が適切であると考えますか。またその理由を説明してください。

（説明文書セクション I-I 第 85 項から第 86 項参照）

全体的な回答：クリックしてドロップダウンメニューから選択

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）への情報提供のための質問

IESBA は、IESBA 倫理規程の適用に関する回答者の意見を求めています。これらの質問が該当する回答者には、IESBA が今後の対応の必要性を検討する際の参考となるよう、これらの質問に回答することが推奨されます。

（説明文書の「はじめに」のセクションの第 12 項から第 14 項、及びセクション I-C を参照）

グループ期中レビュー業務

E. 1. ED-2410 は、監査人が期中レビュー業務を実施するに当たり、独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守することを監査人に求めています。以下の質問はこの点を踏まえた質問です。

- (a) 説明文書のセクション I-C 第 28 項に示された状況を踏まえ、また、IESBA 倫理規程のパート 4A は別段の定めがない限り監査業務とレビュー業務の両方に適用されることを考慮した上で、グループレビュー業務（グループ期中レビューを含む）におけるセクション 405 の適用を明確化する必要があると思いますか。必要があると思う場合には、その理由を説明してください。また、どのように明確化するのが有用であるか、及びそれを倫理規程の中で行うべきか、あるいは倫理規定以外で行うべきかについても説明してください。

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

違法行為又はその疑い

E. 1. ED-2410 は、監査人が期中レビュー業務を実施するに当たり、独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守することを監査人に求めています。以下の質問はこの点を踏まえた質問です。

- (b) 期中レビュー業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに関する情報に監査人が気付いた場合における IESBA 倫理規程の適用について、説明文書のセクション I-C 第 29 項に記載されている内容は明確であると思いますか。明確でないと思う場合には、その理由を説明してください。また、どのように明確化するのが有用であるか、及びそれを倫理規程の中で行うべきか、あるいは倫理規定以外で行うべきかについても説明してください。

全体的な回答：[クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント（もしあれば）：

こちらをクリックして入力してください。

本書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）スタッフにより作成されたものである。

IAASB の目的は、高品質の監査、保証及びその他の関連サービスの基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証業務の専門職に対する信頼を強化することにある。

IAASB は、IAASB の活動を監視する公益監視委員会及び、基準及びガイダンスの策定に対して公益の観点からの意見を提供する IAASB ステークホルダー諮問委員会が関与する共通の基準設定プロセスに基づき、監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。

IAASB 及び IESBA のコンテンツの翻訳又は複製に関する申請は、知的財産及びサービス契約に基づき、国際会計士連盟（IFAC）が管理している。本書又はその他の出版物の複製若しくは翻訳の許可、又は知的財産に関する情報については、[許可申請ページ](#)にアクセスするか、Permissions@ifac.org まで連絡されたい。

IAASB®、国際倫理・監査財団（IFEATM）及び 国際会計士連盟（IFAC®）は、本書の内容に依拠して行動する、若しくは行動を控えることによって生じた損失について、その損失が過失によるものであるか否かにかかわらず、責任を負わない。

2026 年 6 月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された「公開草案 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案に対する回答テンプレート」は、2026 年 7 月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。

「公開草案 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案に対する回答テンプレート」の翻訳のための手続は、IFAC により検討されており、当該翻訳は、IFAC のポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Exposure Draft of Proposed ISRE 2410(Revised), Response Form の英語文© 2026 年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「公開草案 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案に対する回答テンプレート」の日本語文
© 2026 年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Exposure Draft of Proposed ISRE 2410(Revised), Response Form

本翻訳の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.org へ問合せの上、許可を得なくてはならない。